

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当等の支給に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瀬戸内市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書においては、瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)支給事業等の一部給付金支給事業についての評価も行う。

評価実施機関名

瀬戸内市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>児童手当等の支給に関する事務</p>
②事務の概要	<p>児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格審査及び管理、現況届受付・審査、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の所得情報の確認 ②認定請求、額改定請求及び現況届等の審査における別居児童の住所及び世帯構成員の確認 ③住所等の変更の届出に係る事実の確認 ④認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の被用者・非被用者の別の確認</p> <p><瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)支給事業【令和4年3月31日終了】> 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給実施要項」(「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙)に基づき支給する給付金について、対象者の資格審査及び管理、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①給付金申請の審査における申請者及び配偶者の所得情報の確認</p> <p><令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付支給事業【令和4年3月31日終了】> 「令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付支給事業実施要項」(「令和3年度子育て世帯への臨時特別支援事業支給要領」(令和4年2月7日付け府政経運第23号内閣府政策統括官通知))に基づき支給する給付金について、対象者の資格審査及び管理、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①給付金申請の審査における申請者及び配偶者の所得情報の確認</p> <p><瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)支給事業【令和5年3月31日終了予定】> 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給実施要項」(「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙)に基づき支給する給付金について、対象者の資格審査及び管理、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①給付金申請の審査における申請者及び配偶者の所得情報の確認</p> <p>※児童手当支給事務では、窓口や郵送のほか、サービス検索・電子申請機能により受領することができる。また、対象者への通知については、郵送等のほかマイナポータルのお知らせ機能により行うことができる。</p> <p>※児童手当支給事務、瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)支給事業、令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付支給事業では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、他機関が保有する当事務において必要となる情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う</p>
③システムの名称	総合住民情報システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>児童手当受給者台帳ファイル <瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)支給事業> 子育て世帯生活支援特別給付金支給情報データファイル <令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付支給事業> 令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付金支給情報データファイル</p>	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第56項 並びに児童手当法第4条等 <瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)支給事業>および<令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付支給事業> 番号法第59条の4、別表第二の百二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条、第11条等	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第74項及び75項 並びに児童手当法施行規則第1条4 <瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)支給事業>および<令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付支給事業> 番号法第59条の4、別表第二の百二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条、第11条等	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	子育て支援課	
②所属長の役職名	子育て支援課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	瀬戸内市(総務部総務課) 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1 電話:0869-22-1112	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	瀬戸内市(総務部総務課) 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1 電話:0869-22-1112	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格審査及び管理、現況届受付・審査、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の所得情報の確認 ②認定請求、額改定請求及び現況届等の審査における別居児童の住所及び世帯構成員の確認 ③住所等の変更の届出に係る事実の確認 ④認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の雇用者・非雇用者の別の確認	児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格審査及び管理、現況届受付・審査、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の所得情報の確認 ②認定請求、額改定請求及び現況届等の審査における別居児童の住所及び世帯構成員の確認 ③住所等の変更の届出に係る事実の確認 ④認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の雇用者・非雇用者の別の確認 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給について」）（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別記に基づき支給する給付金について、対象者の資格審査及び管理、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①給付金申請の審査における申請者及び配偶者の所得情報の確認	事前	
令和2年7月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	(旧)児童手当システム	(旧)児童手当システム、子育て世帯生活支援特別給付金	事前	
令和2年7月13日	2. 特定個人情報ファイル名	児童手当受給者台帳ファイル	児童手当受給者台帳ファイル ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 子育て世帯生活支援特別給付金支給情報データファイル	事前	
令和2年7月13日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第56項並びに児童手当法第4条等	番号法第9条第1項、別表第一第56項並びに児童手当法第4条等 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 番号法第19条第4、別表第二の二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条、第11条等1条	事前	
令和2年7月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第56項並びに児童手当法第4条等	番号法第9条第1項、別表第一第56項並びに児童手当法第4条等 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 番号法第59条の4、別表第二の二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条、第11条等1条	事前	
令和2年9月18日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和2年3月31日	表紙 評価書名	児童手当支給事務 評価書	児童手当等の支給に関する事務 評価書	事後	
令和2年3月31日	表紙 特記事項		本評価書においては、瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業等の一部給付金支給事業についての評価も行う。	事後	
令和2年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	児童手当支給事務	児童手当等の支給に関する事務	事後	
令和2年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格審査及び管理、現況届受付・審査、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の所得情報の確認 ②認定請求、額改定請求及び現況届等の審査における別居児童の住所及び世帯構成員の確認 ③住所等の変更の届出に係る事実の確認 ④認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の雇用者・非雇用者の別の確認	児童手当法等の規定に基づき、対象者の資格審査及び管理、現況届受付・審査、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の所得情報の確認 ②認定請求、額改定請求及び現況届等の審査における別居児童の住所及び世帯構成員の確認 ③住所等の変更の届出に係る事実の確認 ④認定請求及び現況届等の審査における児童手当受給者及び配偶者の雇用者・非雇用者の別の確認 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給について」）（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別記に基づき支給する給付金について、対象者の資格審査及び管理、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①給付金申請の審査における申請者及び配偶者の所得情報の確認	事後	
令和2年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	(旧)児童手当システム、子育て世帯生活支援特別給付金	児童手当システム、子育て世帯生活支援特別給付金 総合情報システム、統合署名システム、中間サーバー	事後	
令和2年3月31日	2. 特定個人情報ファイル名	児童手当受給者台帳ファイル ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 子育て世帯生活支援特別給付金支給情報データファイル	児童手当受給者台帳ファイル ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 子育て世帯生活支援特別給付金支給情報データファイル ＜令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付金支給情報データファイル＞ 令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付金支給情報データファイル	事後	
令和2年3月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第56項並びに児童手当法第4条等 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 番号法第59条の4、別表第二の二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条、第11条等1条	番号法第9条第1項、別表第一第56項並びに児童手当法第4条等 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞および＜令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業＞および＜令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業＞ 番号法第59条の4、別表第二の二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条、第11条等1条	事後	
令和2年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第56項並びに児童手当法第4条等 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞ 番号法第59条の4、別表第二の二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条、第11条等1条	番号法第19条第8号、別表第二第74項及び75項並びに児童手当法施行規則第1条4 ＜瀬戸内市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給事業＞および＜令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業＞および＜令和3年度瀬戸内市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業＞ 番号法第59条の4、別表第二の二十一及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条、第11条等1条	事後	